

法制度の整備は、当然ながら経済社会の実態変化に合わせて進む。インターネットが社会や生活の隅々にまで浸透し、消費者・生活者など需要サイドの動きが即座に供給サイドを規定する今日にあって、目下、法制化の焦点は、「消費者法」と「情報法」といえよう。消費者法は、商品・サービスの安全や表示、消費者・事業者間の取引ルールなどを定める一群の法律であり、近年、制定・改正が相

今が「旬」の法分野

食品表示を一元化する食品表示法制定(2013年)、集団的な消費者被害を効果的に救済するための消費者裁判手続特例法制定(同)、食材偽装問題を契機として不当表示の監視を強化する景品表示法改正(2014年)、被害にあいやすい高齢者を見守るネットワーク作りを目指す消費者安全法改正(同)などが行われてきた。さらに本年の通常国会では、不当な契約被害から消費者を守るために消費者契約法と特定商取引法が強化改正された。主管の消費者庁は定員わずか320人の小世帯であるが、発足以来7年間で11本もの消費

ツトとの係わり抜きの仕事や生活はもはや考えられない。ネット上に蓄積される膨大なビッグデータは、新たなビジネスチャンスとして注目されている。こうしたなか、近年、個人情報保護法、情報公開法、プロバイダー責任制限法など情報の伝達・公開・保護などに関する諸法律が整備され、これらが情報法と総称されて定着しつつある。情報法は、いまや体系書の出版も相次ぎ、本学でも大学院の講義科目となっている。名古屋大学では、より広く「情報学」の創出を目指し、来年度には情報学部が発足予定と聞く。

生成発展する「消費者法」と「情報法」

次いでいる。とりわけ2009年に消費者行政の司令塔として消費者庁が設置されて以来、貴金属などの訪問購入を規制する特定商取引法改正(2012年)、



名古屋経済大学教授
消費者問題研究所長

田口 義明

者法の制定・改正を行ってきた。毎年1〜2本のペースである。

めまぐるしく動きつつある消費者法は、研究者の注目も集めている。2008年には日本消費者法学会が設立され、生成発展する消費者法の法理研究に取り組んでいる。新司法試験の選択科目として追加を図る動きもみられた。今日では多くの大学や法科大学院で消費者法が講義科目とされ、

さらに「消費」を冠する学部・学科も設置されるようになってきている。

もう一つの焦点が情報法である。今日、インターネット

情報法は動きが極めて速い。昨年は個人情報保護法とマイナンバー法が改正され、ビッグデータの取り扱いに関するルールが整備されるとともに、2018年からはマイナンバーが預貯金口座にも任意で結び付けられるようになる。本年4月には、個人情報保護と利用に関する一元的な行政機関として個人情報保護委員会がスタートした。今年の通常国会でも、国が保有する個人情報への提供ルールなどを定めた行政機関個人情報保護法が改正されている。実態面の激しい変化に法制が必死に対応しようとしているともみられる。

「旬」の時期を迎えた消費者法と情報法。両法制の動向は事業活動とも密接に関わり、企業法務上も目が離せない。

たぐち よしあき 消費者政策
・消費者法。東京大学法学部卒。
内閣府国民生活局長、国民生活センター理事などを経て現職。1951年生まれ。

